○外崎浩子委員長　本委員会に付託されました議第百三十五号議案ないし議第百三十八号議案を議題といたします。

これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めて三ページのとおりの質疑時間の範囲内で行うこととといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることとといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから自由民主党・県民会議の質疑を行います。

質疑時間は、答弁を含めて、六十分です。村上智行委員。

○村上智行委員　おはようございます。やっと秋晴れが戻ってきたという近頃であります。今年は天候不順というか、梅雨入りから梅雨明けも、本当に農家、生産者の皆さんにとっては、やきもきする秋になっております。何とか今日は爽やかな秋風、西風が吹いて、村井知事みたいな爽やかな風であると感じながら、今日この場に立たせていただいております。収穫の秋と言えば、二〇一九年まで、みやぎまるごとフェスティバルというのがありました。これは農林水産業、様々な皆さんたちが、勾当台広場、そして県庁前、そういった中に一堂に会して物産展をやっておりました。大変好評だった秋の一大イベントでありますが、コロナをきっかけとして、そのイベントは中止となっております。これだけ米価が下がっているこの秋であり、農産の日もできましたので、いま一度、一堂に会したみやぎまるごとフェスティバルの復活などがあれば、より一次産業の皆さんたちを勇気づけられる秋になるのではないかと思っております。今年はもう難しいので、来年ぜひ考えていただければと思います。そのような希望を抱きながら、令和七年度の決算について質疑をさせていただきたいと思います。

令和七年度は、日本経済が長く続いた超低金利時代を抜け、金利のある時代へと転換した年でありました。本県では県税が二年連続で過去最高となり、基金の運用益も倍増するなど、その転換点が決算に色濃く表われております。同時に、新・宮城の将来ビジョンの中間年、第四期財政運営戦略の初年度、震災から十五年も重なり、この転換点

を県財政はどう受け止め、令和七年度決算をどう評価するのか。また、どのような点に留意して財政運営に当たったのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事　昨年度は、我が県の将来ビジョンの中間年かつ震災から十五年目の重要な節目が重なる年であり、また、金利のある時代へと移行した財政運営上の転換点の年でもあったと受け止めております。昨年度の経済状況を振り返りますと、賃上げによる雇用、所得環境の改善が進み、経済の好循環が見られた一方で、物価高の影響に加え、地方債の金利上昇など、財政運営において慎重な対応が必要な状況にあったと考えております。このような中、我が県では、本格的な人口減少局面を見据えた施策など、宮城の将来ビジョンに向けた取組を着実に進めるとともに、物価高騰への対応や熊対策など、県民生活に直結する課題に対し、国の制度や財源を最大限に活用しながら、適時適切に予算を編成し執行いたしました。その結果、財政調整関係基金は、前年度とほぼ同水準を維持しつつ、四年連続で県債残高が減少するなど、財政の健全性を確保しながら、将来ビジョンに向けた取組の着実な推進や、県政が直面する課題に適切に対応できた決算であったと評価しております。一方、今後は社会保障関係経費や金利上昇に伴う利払いの増加も見込まれることから、決して楽観できる状況ではなく、引き続き、持続可能な財政運営に向けて、全力で取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○村上智行委員　これまでとやはり前提が変わってきた年になるのかと私は思っております。この間、日銀の政策金利も三十一年ぶりに一・二五％にまで上昇しております。三十一年前と言いますと、平成七年。村井知事が県議になられた年なのです。それ以来の金利のある時代になってきたところなのです。その当時の財政運営はどうだったのかと、いろいろ調べてみたりもしたのですが、当時の宮城県というのは、財政的には結構逼迫しておりまして、財政調整基金などもかなり減ってきて、そのあと財政危機宣言となった、その入り口だったのかなと。今は金利が上昇する段階で、平成七年の三十一年前は、金利がそこから下がっていったという違いもありますが、過去を振り返りながら、金利のあるバブルの頃の県政運営はどうだったとか、財産運用はどうだったのかということも、一つ材料になってくるのではないのかということも考えておりました。我々はもう三十数年、このマイナス金利や金利がない時代で、ずっと財政運営――議会として

もそういった質疑をしてまいりましたが、今後こういった金利のある時代においては、頭を少し切り替えながらやっていかなくてはいけないと、改めて実感した令和七年だったと思います。

県税は三千四百四十三億九千八百十五万円余と、震災直後の約二千六十億円から千三百八十億円増え、二年連続で過去最高を更新しております。株価上昇や賃上げを背景とした企業業績の改善、個人消費の底堅さが反映されたものであり、創造的復興の成果の一つであると私は考えております。一方で、物価上昇による名目的な伸びや、定額減税の終了といった制度的な要因も含まれております。そして、今回の増収のうち、県経済の構造的な増収と、物価や制度による一時的な増収を、それぞれどう分析しているのか、お伺いいたします。

○中谷明博総務部長　昨年度の税収は、約三千四百四十四億円ということで、前年度と比べまして、二百十一億円、六・五％の増となっております。この増収につきまして、経済の構造的な要因と物価や制度による一時的な要因等に明確に区別をすることは、なかなか難しいわけでございますが、例えば、個人県民税について申し上げますと、対前年度比で七十五億円の増となっておりますが、このうち約五十億円は、令和六年度に実施されました定額減税が終了したことによる増であり、制度変更による一時的なものと言えるかと考えております。また、地方消費税につきましても、これは都道府県間で清算する制度になっておりますが、その清算後の税収で七十七億円の増となっております。こちらについては、物価上昇による影響を受けたものと考えております。一方で、例えば、法人県民税と法人事業税の地方法人二税でございますけれども、こちらについては、対前年度比で二十九億円、二・八％の増加となっておりますし、また近年は、継続的に税収が増加傾向にございます。この背景としまして、少し分析をしてみましたところ、法人の納税義務者数が十五年前と比べまして、二〇％程度増えているということがございました。これは我が県が、企業誘致等に積極的に取り組んできた成果の表われの一つではないかと考えているところでございます。

○村上智行委員　震災のときの県税収入が二千六十億円ですか。そういったことを考えると、そこから千五百億円近く増えてきているということで、着実に税収は増えているなと。でも、そうは言っても、先ほど言ったように、地方消費税や物価の上昇、あとは

定額減税、そして企業関係のほうは賃上げ等々もあり、そういったものも反映しながら増収につながっていますが、これが果たして持続可能性を持っているのかいうと、なかなか難しいところはあります。そのために、これまで富県戦略、そして創造的復興ということで、自立的な成長軌道へと、しっかりとやってきたのだろうと――我々もそういったことを提言してまいりましたし、自ら稼ぐという部分がやはり必要になってきております。税収が増えたとは言っても、紐つきではなく、我々がフリーハンドで使えるような一般財源をどうやって確保していくのかが、一つ大きな肝となってくると思うのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○中谷明博総務部長　御指摘のとおり、一般財源を増やしていくということは、非常に県の財政運営にとって重要なことだと思います。その一つとして、経済発展により税収を増やしていく。それに加えまして、例えば、国に対しまして、東京に税収が集まっている状況の改善を求める。それから、県独自の財源として、例えば、発展税等を課税しておりますが、こうしたものを確保していく。そうしたあらゆる取組を通じて、一般財源の確保に努めてきたところでありまして、今後もそのように努力してまいりたいと思っております。

○村上智行委員　そういったところは、努力というか注視しながら運営していただきたいと思います。後ほど、そういった基金運用のほうは質疑させていただきますので、よろしくお願いします。

経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率はそろって改善し、県債残高も五百五十四億円減少しております。しかし、前年度の監査意見に対する対応状況では、臨時財政対策債を除く県債残高の減少は六億円にとどまっております。令和七年度について臨時財政対策債とそれ以外の県債の残高の増減をそれぞれ伺います。

○中谷明博総務部長　昨年度の県債残高でございますが、一兆五千四百八十三億円と、前年度の一兆六千三十七億円から五百五十四億円減少しておりますが、このうち、臨時財政対策債の残高につきましては、五千二百二十一億円と、前年度の五千六百四億円から三百八十三億円減少しております。また、それ以外の県債残高につきましては、一兆二百六十二億円と、前年度の一兆四百三十三億円から百七十一億円減少しておるところでございます。

○村上智行委員　この金額は、次の質疑のほうで使わせていただきますが、臨時財政対策債が平成十三年にスタートいたしまして、令和七年度で臨時財政対策債の発行がゼロとなった画期的な年でありますし、これからは臨時財政対策債と、これまでの県債というのを分けて考えていかなくてはいけないのかと思っておりますので、聞かせていただきました。

令和七年度は、臨時財政対策債が制度創設以来、初めて新規発行がされませんでした。地方財政にとって大きな転換点とも言えると思います。一方で、臨時財政対策債以外の県債残高にも金利上昇が重なり、金利のある時代は基金の運用益を倍増させた一方で、借りる側の県債には利払いの増加として跳ね返ってきます。そして、公債費特別会計で八百八十億円の借換債を発行しており、低金利時代に借りた県債の借換えが進む中、今後の県債管理と公債費の見通しをどう考えているのか伺います。

○中谷明博総務部長　県債管理に当たりましては、臨時財政対策債を除く県債残高が標準財政規模の二倍を超えないように、中長期的な視野に立って適正に管理していくこととしております。公債費につきましては、過去の低金利の局面におきまして、固定金利で発行しました県債が、順次新しい金利に置き換わってまいりますため、直近ですぐに財政収支が急激に悪化するものではありませんが、借換債などの発行を通じまして、およそ五年から十年程度かけて、利払い費負担が増加していきまして、財政運営の制約が強まっていくものと考えております。今後も金利動向を注視しながら、例えば県債の発行について、上昇局面ですと早く発行したほうが少しでも金利が安いということで、県債発行時期の早期化、それから、例えば今年度、県立劇場について幕開けボンドというものを発行させていただきまして、これも少し利率が低く設定できたということもございますので、そうした、より低利率での資金調達が可能になります、いわゆるＥＳＧ債の発行など、金利負担を抑える取組を講じながら、持続可能な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

○村上智行委員　今回、令和七年度で借換債が八百八十億円ということで、一％上がったら、もうそれだけで八・八億円と金利が上がってまいりますので、国債の額面も今回三％となってきております。もちろんインフレ状況でありますので、税収も増えてまいりますが、低金利というか、ほとんどマイナス金利時代の県債でもありましたし、その

借換えがこれから随時来るわけでありますので、その辺りの資金調達に関しては、金利も注視し、しっかりとした見通しを持ちながらやっていただきたいと思います。

そして、これも監査委員の意見書の中にありまして、臨時財政対策債の償還に関して、基準財政需要額への算入額と、実際の元利償還との乖離です。実際は交付税措置されるわけでありますけれど、でも、臨時財政対策債は後で払っていかなくてはいけないわけですから、その部分の差が出てくると私は理解しているのですが、この監査委員の意見書に関する乖離は、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

○中谷明博総務部長　臨時財政対策債につきましては、本来は交付税として交付されるべきところ、交付税全体としての原資が足りないということで、地方自治体がその分起債を調達して、一般財源として活用するといった仕組みでございます。この仕組みの中で、地方自治体が起債を発行して、後年度に元利償還する際には、その分について交付税の措置がなされるということでございますけれども、交付税制度自体は全国共通の制度として仕組んでいるという部分がございますので、実際の地方自治体の資金調達の金利と、その全国的な制度の部分が多少合わない可能性があるということについて、指摘されたものと受け止めております。その辺りは、我々としても金利の状況について、国にしっかりとお伝えすることで、財政措置がなされるように対応してまいりたいと考えております。

○村上智行委員　臨時財政対策債が後で交付税措置される際、理論上は、その当時の金利と今の状況とで、その差が出ないようになっていると理解してよろしいのでしょうか。

○中谷明博総務部長　先ほど申し上げたとおり、交付税として本来交付すべきものについて、自治体が起債で発行するということでございますので、制度としては、地方自治体に対して負担が生じないような制度になっていると認識しております。

○村上智行委員　過去最高の県税収入をもってしても、令和七年度当初予算は、財政調整基金百二十億円の取崩しを前提に編成され、令和八年度当初予算も同額の取崩しを余儀なくされております。年度末に取崩しを取りやめて残高を維持する運用が毎年繰り返されておりますが、当初予算段階の構造的な財源不足は実質幾らと認識しているのか。また、財政調整関係基金の残高を、目標である標準財政規模の一〇％程度に照らし合わせて、どう評価しているのか、お伺いいたします。

○中谷明博総務部長　昨年度の当初予算では、百二十億円の財政調整基金の取崩しを当初予算段階では予定しておりましたが、結果的に年度末までに取崩しをやめることで、前年度末残高を確保できたという状況でございます。これは経済が回復基調にある中で、県税収入も同じく百二十億円程度増加したことなどによって、取り崩さないで財政運営をできたというものでございまして、今後の税収の推移については予断を許さず、社会保障関係費の増加、物価・賃金・金利上昇などの要因もありますことから、構造的な財源不足については、毎年度百億円を超える規模で発生しているものと認識しております。また、財政調整関係基金の残高につきましては、財政運営戦略において、標準財政規模の一〇％程度の確保を目標に掲げておりますが、昨年度末の残高は、標準財政規模の八・二％と、目標に届いていない状況でございます。今後も政策効果の高い事業への重点的な予算配分、国庫補助金や交付税措置率の高い有利な県債の活用など、財政運営戦略に基づく歳入歳出両面の対策によりまして、財源不足の縮減に努めるとともに、財政調整関係基金の残高の確保に向けまして、更に努力を重ねてまいりたいと考えております。

○村上智行委員　社会保障費等々が毎年増え続けている状況、そして、様々な公共施設の維持管理やインフラ等々の必要不可欠なものが積み上がっていく状況の中で、先ほども言ったように、自立的に税収を増やしていくために、本当にいろんな法定外税や様々な自主課税をしながら努力してきておるのですが、これから金利が上がっていき、経済がインフレ状況の中で、この成長をより一層促していくことが本当に必要になってくると実感しておりますので、そこをしっかり注視しながらやっていただきたいと思います。

　基金の資金運用について。令和七年度の基金の運用利息は、預金が七億三千六百六十八万円、債券が五億八十六万円、合わせて十二億三千七百五十三万円となり、前年度の五億六千九百五十四万円から二・二倍に増えました。金利の上昇を受けた結果として、まずは評価いたします。しかし中身を見ますと、課題も浮かび上がってまいると思います。令和六年度は債券の利息が預金を上回っておりましたが、令和七年度は預金の利息が債券を二億円以上上回りました。財産現在高明細書によれば、基金三千六百七十六億円のうち、約二千七百億円が預金、債券は約九百二十億円です。年度末残高で単純に割戻ししますと、預金の利回りは約〇・二七％、債券は〇・五四％にとどまります。債券

の多くが低金利時代に購入したものであり、金利が上がった今も、その恩恵を十分に受けられていないのではないでしょうか。日本は長く続いたゼロ金利の時代を抜け、金利のある世界に入りました。基金の運用も、これまでの延長線ではなく、発想の転換が求められます。そこで伺います。令和七年度の運用実績をどう評価し、預金と債券の利回りの差、保有債券の利回りの水準をどう分析しているのか、お伺いします。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　昨年度の基金運用益につきましては、委員から御紹介がございましたとおり、約十二億三千七百万円ということで、前年度の約二倍となる運用益の確保が図られました。市場金利の上昇に加えまして、各基金の資金をまとめて一括運用する方式によって債券運用を拡大することで、運用益の増加につながっており、我々としては一定の成果があったものと評価しているところでございます。昨年度の預金と債券の利回りの差についてでございますが、〇・三六八ポイントにとどまっている状況でございます。その理由といたしましては、債券につきましては、令和三年度から償還年限の異なる債券を組み合わせて毎年計画的に購入することで、金利変動リスクにも対応する中長期的な運用を行っているため、金利上昇局面の前に購入した債券の割合が全体としてまだ多く、債券利回りの上昇率が抑制されている状況となっております。しかしながら、昨今の金利上昇幅が大きく、資金の運用環境も変化しておりますので、これまでの運用方針にも配慮しつつ、新たな債券の購入を更に進めることで、資金運用に占める債券の保有割合を高め、運用益の一層の確保に努めてまいりたいと考えております。

○村上智行委員　令和五年度、令和六年度と比較しても、全く変わってはきているのですが、これは金利上昇による恩恵なのかと思っています。全国の各都道府県は基金の運用に関して、様々な取組――宮城県も基金一括運用や、年度を区切って計画的に、ラダー型のポートフォリオをやっておられますが、そこはもう少しいろいろ知恵を出していくことで、運用益が得られるのではないのかと考えております。柚木委員が東京都のことを例に出しておりました。東京都は、預金の部分と債権の部分の割合も結構変えておりまして、そういったところは、もう少し機動的にやってもいいのではないのかと思います。地方自治法や地方財政法の中で、確実かつ効率的、資金の流動性といったものも担保できれば、この金利上昇時代において、財産運用を経て、それが実は県民のため、

これからの県財政の健全化のためにも資することになりますから、ぜひとも検討していただいて、運用のほうでもっともっと稼いでいただいて、一般財源を増やしていただければと思います。

次に、ゴルフ場利用税です。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者が特別徴収義務者として利用者から税を徴収し、県に申告納入する仕組みです。令和七年度の収入済額は、六億六千九百九十二万六千九百八十円となっております。このうち七割は、ゴルフ場所在市町村に交付され、環境整備等に充てられる貴重な一般財源となっております。一方で、徴収事務を担う特別徴収義務者に対する交付割合は、令和六年度から一％となっておりますが、同じく特別徴収の仕組みを取る宿泊税の交付率は、最大で三・五％であり、同じ県税でありながら大きな差があります。ゴルフ場関係者からも、なぜこれほど違うのかという声が私にも寄せられております。更に近年は、ゴルフ場利用者のキャッシュレス決済が急速に進んでおり、カード会社に支払う決済手数料が交付割合を上回り、税を預かって納めるほど特別徴収義務者の持ち出しが増えるという状況が生じております。税の基本原則である公平、中立、簡素の観点からも、こうした状況は見直すべきと考えますが、交付割合の現状とキャッシュレス化に伴う特別徴収義務者の負担について、県はどのように認識しているのか。また、今後の見通しを検討する考えはあるのか、お伺いします。

○中谷明博総務部長　ゴルフ場利用税の特別徴収義務者交付金の交付率は、令和六年度に従前の〇・一％でありましたところを、全国平均であります一％に引き上げを行ったところでございますが、御指摘のありましたとおり、軽油引取税、産業廃棄物税や宿泊税と比較した場合に、なお低いものであるという状況でございます。また、ゴルフ場利用者のクレジットカード等によるキャッシュレス決済の利用が進んでいる場合には、カード会社等へ支払う決済手数料について、特別徴収義務者の負担が増加しているものと認識しております。特別徴収制度は、特別徴収義務者が納税者から税を徴収しまして、県に納入いただくという制度でございますので、制度の円滑な運用には、特別徴収義務者の御理解と御協力が不可欠であると認識しております。県といたしましては、特別徴収義務者の経費負担の状況や、ほかの都道府県の動向を見据えまして、適正な水準について検討してまいりたいと考えております。

○村上智行委員　知事はゴルフをあまりやらないので、ゴルフ場利用税というのはあまりぴんとこないと思いますけれど、宮城県の一番高いゴルフ場では千二百円払うのです。そして、カード決済をすると、カード会社によっても手数料は変わってくるのですが、ゴルフ場は二％とか三％近く手数料が取られる場合もあるのです。ゴルフ場利用税を払うと後で一％交付されますが、逆ざやというか、自分たちがその手数料で取られる分を負担している状況になっているのです。それは宿泊税が出てきてから、皆さん「あれっ、我々一％だね」と気づいたというか、宿泊税が二・五％、条件によっては三・五％という報道がされて、ゴルフ場の方々から「あれっ、我々は手数料でちょっと多く払っているんだよ」と本当に言われるのです。知事、それをどう思いますか。

○村井嘉浩知事　確かに私もゴルフをやらないものですから知らなかったのですけれども、軽油引取税にしても、宿泊税にしても、産業廃棄物税にしても二・五％、宿泊税については、五年間だけ三・五％、五年過ぎたら二・五％にするということでありまして、ゴルフ場の利用税だけが一％ということになっていますから、これはよく検討してみたいと思います。確かに、ゴルフ場関係者の人たちには大変御迷惑をおかけしているにもかかわらず、逆ざやが生じているというようなことがあるということであれば、これはやはり改善していかなければならないと考えているところであります。

○村上智行委員　ゴルフ場利用税は六億六千万円くらいなのです。そのうちの七割は市町村のほうに行くわけですから、県のほうはそんなに多くはないのです。そこから一％交付率を上げても、ほかで稼いでいただいて、税の中立性、公平性をしっかり担保していただくことが必要だと思います。来年の春には期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

　令和七年度宮城県歳入歳出決算審査意見書では、貸付金の二重調定、予算措置前のシステム改修着手、国庫補助金事業の交付申請漏れ、市町村への通知遅延による延滞金の発生など不適切な事務処理が数多く指摘されました。その上で、同種の不備が繰り返し発生している現状について、職員や組織が備えるべき基礎力の低下が懸念される事態であるとし、行政の公正確保及び信頼性を著しく損ないかねない重大な事態と受け止めるよう求めるなど、これまでにない厳しい指摘が意見書の中でされております。また、同意見書では、宮城県内部統制評価報告審査意見書において、評価手続及び評価結果は

相当であるとした一方、重大な不備が過去最多の七件となったことについて、財務事務の基本的な知識不足、職員数の減少や業務の複雑化による執行体制の余裕の欠如を危惧していると述べております。更に、その原因として、管理職を含む職員の知識不足や、業務のオーバーフローによる組織の余力不足といった課題があることも明確に指摘しております。内部統制の評価の仕組みは相当とされながら、それを担う職員と組織の基礎力そのものが問われている状況を、知事はどのように受け止めておられるのか伺います。また、代表監査委員に伺います。今回の令和七年度宮城県決算審査意見書では、「職員や組織が備えるべき基礎力の低下が懸念される事態」という、これまでにはない厳しい表現が用いられました。このような指摘をせざるを得なかった背景と、監査委員として現状をどのように認識されているのか、お伺いします。

○村井嘉浩知事　内部統制評価報告に係る審査意見書におきましては、評価手続及び評価結果について「相当である」とされ、また、決算審査意見書においても、財務事務の執行に関し「おおむね適正に処理されている」とされたことから、全体としては一定の評価をいただけたものと受け止めております。ただ一方で、重大な不備が七件と過去最多となったことなどを踏まえまして、決算審査意見書において、職員や組織の基礎力低下や、執行体制の余裕の欠如等の指摘を受けたことについては、私自身大変重く受け止めております。特に、同種の不備が繰り返し発生していることは、県民の皆様の信頼にも関わる問題であり、職員一人一人の適正な事務執行能力の向上や、組織としての確認体制の徹底とともに、限られた人員体制の中で、効率的な業務執行を行っていくためのデジタル技術の更なる活用も重要だと認識しております。今後も研修等を通じた組織全体としての基礎力の底上げや、デジタル技術を活用した仕組みづくりに一層注力することで、内部統制の強化を図って、適正な行財政運営に努めていかなければならないと考えているところであります。

○成田由加里監査委員　今回の監査では、これまでの監査意見に対して、組織を挙げて改善に取り組んでいただき、前向きな成果が随所に現れていることを確認しており、全体としては、財務に関する事務の執行がおおむね適正であると評価いたしました。一方で、事務執行の管理の現場において、引き続き、過去に発生したミスと同様のものが散見されたことに加え、予算管理において、その根幹に関わるミスが見受けられたところ

でございます。このようなことから、現場で尽力している職員を組織として守るためにも、財務事務の基本的ルールや決裁過程におけるチェック体制の在り方、組織間の情報共有の方法などを改めて確認し、内部統制の更なる浸透を図っていただく必要性を感じ、こうした考え方を意見書に反映させたところでございます。監査委員といたしましては、引き続き健全な財政運営等に努めていただくとともに、行政品質の向上と県民からの更なる信頼の確保に向けて、取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○村上智行委員　毎年この意見書を見させていただいていますけれど、本当に基礎力の低下というような文言はなかなか見られなかったと思います。個人、組織と書いていますし、その辺をどのようにして基礎力を上げていけばいいのかというところは、もちろん執行部のほうで考えることであるとは思いますが、それがＤＸ化によって本当に劇的に改善できるものなのかと。あとは、いろいろこれまで事務執行において培ってきた経験や先輩から受け継ぐとか、技の伝承ではないですけれど、いろんなヒューマン的なものが果たしてちゃんと広がっているのかとか、その課だけや係だけになっていやしないかと。皆さんいろいろ幅広く異動していくわけですから、あれはこうなっている、どうなっていると、それは恐らく経験上分かることでありますので、確かにＤＸも必要なのですが、その人の経験というものを、いかにその組織の中で生かしていくのかということが私は必要だと思うのですが、その辺りは現状としてどうでしょうか。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　取組として、ＤＸの活用というところが、先ほど知事からも答弁ございましたけれども、やはりベースとしては、日頃、各所属で取り組んでいる統制活動というところを、いかに文字化、見える化して、それを確実に引き継いでいくことかと考えております。ただ、所属によってはなかなか余裕がなくて、そういった部分も十分でない事例などもありますので、我々のほうとしては、優良事例を全部局に展開できるようなものをチャットボットで作ってもおりますので、そういったものを活用していただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

○村上智行委員　チャットボットもいいのですけれど、組織内でいろんなコミュニケーションを図っていくアナログ的なことも僕は有効的だと思っております。企業のほうも運動会をして横の連携を強めていくとか、そういったことも今盛んに取り組まれておりますので、そこも少し頭の中に入れていただきたいと思います。

建設工事の入札契約制度についてお伺いいたします。

令和七年度の入札制度改正について、改正の効果を図るために、県はどのような指標を設定し、改定前と比較して、どのような結果が出ているのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事　入札・契約制度の改正に当たりましては、趣旨や目的に応じて、落札率や低入札の発生割合、地元企業の受注状況などを指標として、継続して推移を確認しております。昨年度の改正では、地域の建設企業の受注機会の確保や、事業者の負担軽減などを目的として、地域ブロック限定型による適用範囲の拡大や入札参加者数の緩和、総合評価落札方式における簡易型の適用拡大等を行いました。その結果、例えば建設工事について、昨年度の実績を令和六年度と比較いたしますと、一般競争入札における県内企業の受注割合は、件数ベースで九二・二％から九四・三％へ、二・一ポイント上昇しています。また、書類の作成負担が軽減される総合評価落札方式の簡易型（施工計画型）の適用件数は、百四十四件から百九十三件ということで、四十九件増加しているということであります。このように、制度改正の効果が一定程度現れているものと考えておりますが、引き続き複数の指標を確認しながら、効果の検証と不断の改善、見直しに取り組んでまいりたいと考えております。我々が幾らいろいろ改善いたしましても、結果的に事業者の皆さんが、それに対して不満を持っていては意味がありません。仕事量の割に業者数が多いので、全ての業者がというわけにはなかなかいかないと思いますが、公平中立に見ながら、なるべく事業者の皆さんのお考えに沿った形にできるように、これからも改善を図ってまいりたいと思っております。

○村上智行委員　令和七年に、総合評価の簡易型の適用拡大や、地域ブロックの緩和、そして一抜け方式など、様々な入札制度を改善しているということは認識しております。制度と実態が合わなくなってきたり、そこを県のほうもいろいろ努力されていることは認識しております。

そして、地域ブロック限定型の拡大と、参加者数要件の緩和によって、管外企業の参入で受注が厳しかった地域の地元企業の受注率はどう変化したのか、地域別に示していただきたい。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　地域ブロック限定型の発注に係る昨年度の改正では、適用金額を一億円未満から一億五千万円未満へ拡大するとともに、入札参加条件を満た

す企業三十者以上から二十者以上へと緩和を行ったところでございます。その結果、土木一式工事における地域ブロック内の地元企業の受注率は、令和四年度から六年度の三か年平均が八一・九％なのですが、昨年度は九〇・〇％と、八・一ポイント上昇しております。地域別で見ましても、全ての地域ブロックで増加が見られておりまして、県南ブロックでは六一・〇％から七九・六％と、一八・六ポイント上昇。松島・石巻ブロックでは八一・三％から八八・九％と、七・六ポイント上昇などとなっております。

○村上智行委員　ここは変えていただいて、本当に効果が出ていると思います。なかなか工事量が減ってきているので、皆さん実感していないところもあります。県南のほうは、これまでだと受注率は約四割ぐらいだったのです。そういったこともあって、地域ブロックの中で、参加者の数を二十者くらいにしていただいたので、より効果が出ているのかと思っております。

　簡易型の適用上限を三億円に引き上げ、施工計画の文字数を約六千文字から千五百文字に絞っております。令和七年度の適用件数、受注者の書類作成時間と、県職員の審査時間の変化、評価点のばらつきや逆転落札の件数について伺います。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　昨年度の改正では、双方に事務負担の軽減を図るように改正したところでございます。総合評価落札方式の簡易型（施工計画型）の適用件数は百九十三件で、そのうち、適用条件引上げとなりました一億円以上三億円未満のものは、六十九件となっております。応札者の書類作成や、県職員の審査に要する時間につきましては、現時点で具体的な数字は把握しておりませんが、サンプル調査として、類似工事の同一応札者による提案を分析した結果では、入力文字数は三分の一、提案数は三分の二にそれぞれ減少しており、双方の事務負担の軽減に効果があったものと考えております。施工計画等の評価につきましては、運用に当たり定めた評価の基準や視点等に沿って行っており、工事案件ごとの特性や施工条件を踏まえ、各発注部署において適切に評価しているものと考えております。また、価格点の評価からの逆転落札の件数につきましては、簡易型（施工計画型）で行った百九十三件のうち、八十三件、四三・〇％となっております。これは、この数年同水準で推移しているという状況でございます。

○村上智行委員　こういったところも改善していただいて、発注する側も受注する側も

今まで施工計画等でかなり時間を要していたというところもありましたので、こういったところは、より改善が必要かと私は今でも思っています。その一つのテーマといっても、ざっくりしたテーマでは、評価をする上ではなかなか大変な状況もありますので、評価をする側も効果的にできるようにしていっていただきたいと思います。

そして、総合評価落札方式において、県は令和七年六月から、施工計画の評価の視点を五つから二つに絞った新しい様式を試行しています。県土木部の検証では、落札決定に至った二十一件で、書類の平均文字数は、令和五年度の工事の千九百六十文字から九百七十文字へと半分に減り、事務処理が軽減されるなど、建設業協会会員からも評価する声が寄せられております。この試行をいつ本格導入し、どこまで広げるのか、お伺いします。

○齋藤和城土木部長　県では総合評価落札方式において、応札者の書類作成の負担軽減や過度な提案の抑制等を目的とした、新しい簡易型（施工計画型）を昨年六月から試行的に実施しているところでございます。この方式では、これまで施工手順の適切さや現場条件の把握、安全管理の配慮など、五つの視点で評価していたものを、現場における施工上の課題と、その解決策の二つの視点に集約した上で、提案数を三件までとして評価しております。昨年度から、土木部において先行導入しており、適用工事は二十一件となっております。応札者へのアンケートでは、約七割の方から提案数の減少につながったとの評価や、過度な提案が削減されたとの意見も寄せられているところでございます。また、二つの視点に集約した結果、平均記入文字数は半減したことが確認されており、書類作成の軽減にもつながったものと認識してございます。昨年度の試行の結果、一定の効果が見られたことから、今年度は適用件数の拡大に努めており、昨年度の二倍となる、計四十件程度を予定してございます。来年度は、簡易型（施工計画型）以外の方式にも試行を拡大し、品質の確保や応札者の負担軽減について効果検証を進め、本格導入に向けて庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

○村上智行委員　各都道府県の施工計画や作文を何県か見させていただいたのですけれど、宮城県の場合、全体的なものについて提案せよということで、テーマが大きいのです。何とかの工法についてどんなふうにするのかと、意外とテーマを絞っている県もあったなと。専門家ではないので何とも評価できないのですが、建設業界の皆さんに聞く

と、先ほども言ったように、受注者、発注者、どちらもその辺をある程度、技術的なものやテーマを絞っていきながら、同じ土俵の上でやっていったほうが、より効率的に評価できるのではないのかという思いがあるのですが、その辺現場をつかさどっている土木部長には、どんな声が寄せられているのでしょうか。

○齋藤和城土木部長　国をはじめ、各県様々な取組をなされていることは承知してございます。確かに、これまでも総合評価の提案によって、各業者さんにおいては、加点のために様々な提案をされています。それがオーバースペックとなって、結局その利益を圧迫しているという事実もございますので、今回はできるだけ五つから二つの視点に絞って、その中でも一つの視点においては最大三件まで提案できる内容にしてございますので、今後どういった方針にするかについては、引き続き業界のほうとも意見交換するとともに、国をはじめ他自治体の事例を確認しながら、検討を進めていきたいと思います。

○村上智行委員　よろしくお願いします。東北整備局などはオーバースペックなどに関しては、もちろん加点はしないという状況になっておりますし、経常利益率も宮城県は全国で最下位なものですから、そういったものも要因としてあると私は思っておりますので、ぜひ、そちらの制度の改善を日々検討していただきたいと思います。

　令和七年度に、オープンブック方式、元請・下請体制の事前確認制度を再開しております。調査基準価格を下回った落札候補者については、失格判断基準四による調査を再開しております。そこで伺います。オープンブック方式再開の理由、令和七年度の適用件数、提出された予定情報が契約後にどの程度変更されたのか伺います。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　オープンブック方式による元請・下請体制の事前確認につきましては、東日本大震災以降、省略していたところでございますが、現在は復興事業がほぼ完了していること。また、昨年十二月に入契法が改正されまして、今年四月から発注者による労務費ダンピング調査が導入されております。それによって工事費内訳書の確認が必須となりました。また、再開前においてなのですが、下請承認手続が適切に行われなかったことで、指名停止となった事案なども見受けられたという状況がございました。こういった状況を踏まえまして、元請・下請関係の適正化や、適切な労務費の確保という制度本来の趣旨に立ち返って、対象落札候補者に限定した上で、必要

な確認を再開したというところでございます。オープンブック方式を適用している件数でございますが、七百五十四件で、一般競争入札と指名競争入札の全ての工事に適用しております。また、落札者から提出された下請先や下請金額など予定情報に関する変更の実績につきましては、現時点では全体の状況をまだ把握できていないのですが、中には、当初予定していた下請予定者が他の工事の下請人等となったため。または、工事内容に変更が生じたため対応不可能になったとの理由で、他の業者に変更した事例があるということを確認しているところでございます。

○村上智行委員　今の話を聞くと、事前に全て工事内訳書を提出して落札候補者となっているのですが、実は公告から応札までの――これは一般質問で守屋議員も言っていましたが、そこの時間が短いものですから、下請のほうにある程度確認をしていかないと入札できないという状況はあるのです。ですので、基本的に落札候補者だけと言っても、皆さんやっていることは一緒なものですから、そこの部分は、ぜひとも建設業協会や様々なところと話合いをしていかないと、なかなか今人手不足もあり、下請もつかまらないという現状もありますので、土木部長、その辺りの現状はどうなのですか。

○齋藤和城土木部長　下請の関係につきましては、私も様々な業界団体との意見交換会、勉強会をしてございます。様々な要望をいただいて、今、委員がおっしゃるとおり、下請がなかなかつかまらないという状況でございます。オープンブック方式については再開しましたけれども、そういった状況もありますし、また先ほど答弁にあったように、国のほうについてもダンピング対策の下請のチェックが入ってくると、状況が様々変化してございますので、今後受注者の負担軽減も踏まえた中で、オープンブック方式の在り方については、業界とも意見交換しながら検討していきたいと思います。

○村上智行委員　よろしくお願いします。

　そして最後に、令和七年度の一般競争入札、七百四十八件のうち、調査基準価格を下回る入札があったのは百八十三件、二四・五％です。四件に一件で低入札が起きています。そのうち四十一件は、調査基準価格を下回った業者がそのまま落札しています。しかも、調査基準価格を下回った業者が落札した工事の平均落札率は八九・九％。それ以外の工事は九一・六％で、その差は僅か一・七ポイントです。適正な価格で入札した企業も、調査基準価格に近い水準で競り合わざるを得ない状況にあることがうかがえま

す。この状況を県はどう考えているのか、お伺いいたします。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　我が県においては、適正な競争と品質の確保を図るために、総合評価落札方式や低入札価格調査制度の活用を進めてきているところでございます。総合評価落札方式の価格点につきましては、これまで団体の声や内部検討を踏まえて段階的に配点の割合を下げ、価格点以外の評価をより重視した現在の制度となっておるところでございます。価格点の評価につきましては、ダンピング受注防止の観点から、調査基準価格近辺を満点とする制度設計としているため、入札価格がこの近辺に集中しているものと考えております。事業者自らの積算、経営判断に基づき入札価格を設定するため、調査基準価格を下回る入札が一定程度生じることは想定されておりますし、また、調査の結果、失格判断基準に該当して落札不適当となることを回避するため、調査基準価格付近での価格競争となる面があることは認識しております。そうは言いながら、県といたしましては、入札結果を踏まえた検証や業界団体の声も聞きながら、引き続き、よりよい制度の在り方について研究してまいりたいと考えております。

○村上智行委員　これは調査基準価格なのですよね。やはりこれが私は低入札を招いていると思っているのです。そこの調査基準価格を下回った人には、オープンブック方式などでやっていくとか、先ほどのオープンブック方式と、ここの部分を併せて検討すべきではないのかと思っています。これはもう既に国でもやっていることであります。これが経常収支利益率の低下に私はつながっていると思いますので、ぜひともお願いします。

最後に、仙台空港です。

仙台空港は、令和七年度に初めて四百万人を突破いたしました。そういった状況をしっかりお伝えしたいと思いました。令和七年度の旅客数、貨物取扱量の実績を、民営化当初と照らし合わせて、どう評価しているのか、お伺いいたします。

○齋藤和城土木部長　今年七月に民営化十周年を迎えた仙台空港を運営する仙台国際空港株式会社では、運営開始三十年後となる令和二十六年度までに、旅客数五百五十万人、取扱い貨物二・五万トンの目標を掲げております。民営化以降、仙台国際空港株式会社では、民間のノウハウを生かした積極的な路線誘致やターミナルビルのリニューアルなど、路線の拡充や空港利便性の向上に取り組んでいるところでございます。その結果、

令和七年度の旅客数は、過去最高となる四百三万人を記録するなど、民営化の効果が着実に現れており、県といたしましては、目標達成に向けて順調に推移していると認識してございます。一方で、令和七年度の貨物取扱量につきましては、機材の小型化に加え、成田、羽田空港等への貨物の集約化が進んだことで、千三百六十五トンにとどまっており、県としては、貨物取扱量の拡大に向けた取組を一層強化していく必要があると考えているところでございます。